

221006  
直問  
2017  
保

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 4 年 ( 行 ヒ ) 第 2 4 2 号
決 定 日	令 和 4 年 1 0 月 5 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	長 嶺 安 政 宇 賀 克 也 林 道 晴 渡 邊 惠 理 今 崎 幸 彦
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和2年(行コ)第22-8号(令和4年2月25日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 令和4年10月5日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 檜 原 雅 人 (印)	

当事者目録

申	立	人	市民オンブズパーソン	栃木							
同	代	表	高	橋	信	正					
同	訴	訟	若	狭	昌	稔	ほか				
相	手	弁	栃	木	県	知	事	福	田	富	一
同	補	助	と	ち	ぎ	自	民	党	議	員	会
同	代	表	三	森	文	徳					
同	補	助	民	主	市	民	ク	ラ	ブ		
同	代	表	山	田	み	や	こ				

これは正本である。

令和4年10月5日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

榎原雅人

